障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業に関するＱ＆Ａ（第２版）

【実施要綱６（１）から（２）までについて】

問１　障害福祉サービス等事業所からの計画書及び実績報告書の提出受付開始時期・提出期限はいつか。

（答）

各書類の提出受付開始時期・提出期限については、各都道府県において、事業スケジュールを踏まえ、適切に設定することとしている。

問２　補助額により賃金改善を行う場合、いつまでに行う必要があるのか。

（答）

令和８年３月末までに補助金の支給を受けた場合、令和７年 12 月から令和８年３月末までの間に賃金改善を行う必要がある。令和８年４月以降に補助金の支給を受けた場合、令和７年 12 月から各自治体が定める実績報告書の提出の期限までの間に行う必要がある。

なお、賃金改善は、障害福祉サービス等事業所に対する緊急支援という補助金の趣旨を鑑み、可能な限り速やかに実施していただきたい。

問３　本事業の対象となる障害福祉サービス等事業所の整理及び対象事業所等が基準月を選択するに当たっての考え方如何。

（答）

本事業は、原則、令和７年 12 月にサービスを提供している障害福祉サービス等事業所を対象とし、これらの事業所等における基準月は、原則、令和７年 12 月とする。

その上で、都道府県の事業実施スケジュールによっては、以下の例外的な取扱いが可能となる場合がある。

- 令和７年 12 月にサービスを提供している障害福祉サービス等事業所について、大規模改修や感染症まん延等のやむを得ない事情により令和７年 12 月の報酬が著しく低い場合については障害福祉サービス等事業所の判断により、令和７年 12 月から令和８年３月までのいずれかの月を基準月として選択すること。
- 令和８年１月から３月までに新規開設された障害福祉サービス等事業所を事業の対象とすること。この際、基本的に初回サービス提供月を基準月とすることを想定しているが、初回サービス提供月のサービス提供日数が著しく少ない等の場合には、障害福祉サービス等事業所の判断で初回サービス提供月から令和８年３月までの間の別の月を基準月として選択することは差し支えない。

なお、これらの例外な取扱いにより、令和８年１月から令和８年３月までのいずれかの月を基準月とする場合においても、申請事務の円滑化のため、その際、都道府県にその事由を届けることは不要とする。

上記のとおり、都道府県により対応が異なる場合があるため、各都道府県の実施要綱等を確認されたい。

問４　月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、いつまでに生じ、いつまでに審査支払機関により受理されたものについて反映されるのか。

（答）

事業実施スケジュール等は都道府県により異なるが、遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、都道府県の判断で、令和８年３月末日までに生じ、令和８年４月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとしても差し支えないものとする。

問５　要件の審査に当たって、計画書や実績報告書での誓約や対応の報告以外に別の資料の添付や確認等を求めるのか。

（答）

各要件への対応状況について、一律資料を提出することは求めない。

ただし、各障害福祉サービス等事業所において、根拠資料を用意し、都道府県の求めがあった場合には、速やかに提出することとする。根拠資料の保存期間は２年間とする。

	要件	根拠資料の例
1	基準月において、処遇改善加算を算定していること	基準月を含む処遇改善加算の計画書
2	実績報告書の提出までに処遇改善加算を算定していること	実績報告書の提出月を含む処遇改善加算の計画書
3	処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件を満たしていること	任用要件・賃金体系の整備については、就業規則等の根拠規定。研修の実施については研修計画等、職場環境等要件については、取組の実施を証明する資料

問６　法人本部の人事、事業部等で働く者など、障害福祉サービス等に従事していない職員について、補助額に基づく賃金改善の対象に含めることは可能か。

（答）

法人本部の職員については、補助金の対象である障害福祉サービス等事業所における業務を行っていると判断できる場合には、賃金改善の対象に含めることができる。補助金の対象となっていない障害福祉サービス等事業所の職員は、本補助金を原資とする賃金改善の対象に含めることはできない。

問６－２　代表取締役等の役員等が、その事業所の職員として障害福祉サービス等を提供している障害福祉サービス等事業所（例えば、職員が一人であり、サービス等利用計画作成業務を代表取締役等の役員等が行っている指定特定相談支援事業所など）について、当該役員等を補助金による賃金改善の対象に含めることができるか。

（答）

・　補助金の申請対象となる障害福祉サービス等事業所における業務を行っていると判断できる場合には、本補助金を原資とする賃金改善の対象に含めることができる。
・　そのため、職員が一人であり、サービス等利用計画作成業務を代表取締役等の役員等が行っている指定特定相談支援事業所などについても、補助金を申請し、当該役員等を補助金による賃金改善の対象に含めて差し支えない。

問７　法定福利費等の事業主負担の増加分は、賃金改善に含めてよいか。

（答）

賃金改善は、従業員への基本給等への支給に充てるものであるが、当該賃金改善に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能である。

問８　「障害福祉従事者」の対象範囲如何。

（答）

対象は障害福祉現場で働く幅広い職種（※）を指す。

※ 施設長・管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、医師、看護職員（保健師、看護師、准看護師）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練担当職員、地域移行支援員、就労選択支援員、就労支援員、職業指導員、就労定着支援員、地域生活支援員、心理指導担当職員（公認心理士を含む）、生活支援員、ホームヘルパー、世話人、児童指導員、保育士、主任相談支援専門員、相談支援専門員、地域移行支援従事者・地域定着支援従事者、訪問支援員、管理栄養士・栄養士、調理員、事務員等が想定される。

【その他】

問９　本補助金の債権譲渡に係る考え方如何。

（答）

本補助金は、全額を賃金改善に充当することとする補助金であり、債権譲渡することは適当ではない。このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない障害福祉サービス等事業所に対する本補助金の支払いについては、債権譲渡を行っていない障害福祉サービス等事業所の介護給付費等の振込先口座又は障害福祉サービス等事業者の口座に直接支払（振込）を行うこととする。

問 10　法人単位での申請は可能か。

（答）

補助金の申請は障害福祉サービス等事業所が所在する都道府県ごとに行う必要がある。同一都道府県内に所在する障害福祉サービス等事業所について、同一の計画書を用いて、法人単位で申請することができる。都道府県ごとに振込先の指定方法等が異なる場合もあることから、補助金の計画書は必ず各都道府県から示されたものを用いること。

問 11　休廃止を予定している障害福祉サービス等事業所について、本補助金の対象となるか。

（答）

事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている障害福祉サービス等事業所については、本補助金の交付対象外とする。ただし、事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により障害福祉サービス等事業所が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに都道府県に届け出ることとする。

問 12　問 11 において、「事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている障害福祉サービス等事業所については、本補助金の交付対象外とする」とあり、通知において、令和８年４月以降に新規開設された障害福祉サービス等事業所は対象外とあるが、障害福祉サービス等事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合において、廃止前の障害福祉サービス等事業所として補助金を申請し、新規に指定を受けた障害福祉サービス等事業所において補助金を活用することは可能か。

（答）

当該障害福祉サービス等事業所の職員に変更がないなど、障害福祉サービス等事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合は可能である。その際は、実施要綱８（４）の記載のとおり、都道府県に届出を行うこと。

問 13 本事業に加え、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業を活用することは可能か。

（答）

同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められないが、両方の活用（※）は可能。

※ 例えば、本事業による賃上げ等の金額への上乗せや、本事業の支援対象者や対象経費を広げる横出しとして交付金を活用するといった方法が考えられる。